

# 「青少年すこやか育成プラン」

## ＜少年非行問題総合対策＞

【担当部課】 府民生活部 青少年課

### 問題意識

#### 〈現 状〉

○京都府における少年非行の検挙人数は徐々に減少しているものの、非行の背景が複雑・多様化してきており、一人ひとりの事情に応じた対応が必要

・刑法犯少年の検挙・補導人員：(平17) 3,834人→(平22) 2,920人 [5年間で約24%減少]

・刑法犯で検挙した少年の人口比(千人中)は全国ワースト3位 (平22) 17.3人 (平21)全国ワースト1位

・再犯者率は増加傾向 (平17) 30.8% 全国ワースト13位→(平22) 38.1% 全国ワースト3位

○検挙・補導人員に占める中学生以下の割合が年々増加しており、非行の低年齢化が進行

○国公立小・中・高等学校での暴力行為発生件数(千人当たり)

・(平22) 9.4件 全国ワースト3位 (平21) 9.1件 全国ワースト4位

○薬物事犯のうち大麻事犯検挙者数の6割以上が10代、20代の若者であり薬物乱用の低年齢化が進行

#### 〈非行の背景・要因〉

○地域の絆が薄れ子どもを社会全体で見守り育てる力が弱体化 → 非行抑止力の低下

○罪悪感や犯罪であることの認識が希薄 → 規範意識の低下

○基礎学力、コミュニケーション力の不足等による学校不適応 → 居場所がない、疎外感・孤立感を抱く

○発達上の課題がある子どもに対する周囲の理解不足、適切な支援の不足等 → 適切な教育・療育環境の阻害による影響

○放任や虐待等による家庭環境の悪化 → 健全な家庭生活の阻害による発育過程への影響

○非行少年への指導・支援の継続性が担保されていない → 再犯者率の増加

### 達成したい具体的な目標

○府内の少年非行状況の改善

(学校内での暴力行為等発生件数、府内刑法犯少年の再犯者率等)

### 施策(制度)のスキーム (別紙1)

#### 1 少年非行を生まない社会づくりの推進 (予防対策)

○少年の規範意識を育む指導・教育の充実

・少年非行の現状に鑑み、規範意識を育み少年非行を未然に防止するため、非行防止教室をさらに拡充し、小学校高学年を中心に強力に推進<拡充>

○非行防止教育の充実・強化のための教員研修の実施

・少年非行の低年齢化に対応し小学生からの非行防止教育を充実・強化するため、小学校教諭を対象とした非行防止教育実践講座を実施<新規>

○市町村やNPO等と連携した子育て家庭への支援の充実

・市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)における、要支援家庭の把握、虐待

未然防止体制強化のためのガイドラインの普及、医療機関との連携システム等を整備<拡充>

- ・3歳未満の乳幼児を在宅で育児している母親等の負担感や育児不安を軽減するための未入园児一時保育事業の実施<拡充>
- ・発達障害児の早期発見・早期療育の推進のため年中児(4~5歳児)健診の促進等により支援体制を強化<拡充>
- ・虐待など保護を要する児童へ身近な地域で適切な支援を行う市町村要保護児童対策地域協議会と家庭支援(総合)センター等との連携による支援体制の強化<拡充>
- ・養育上課題のある家庭に対する相談・支援、虐待事案に対する児童の安全確保等迅速かつ的確な対応<拡充>
- ・子育て支援等の取組を行うNPO等民間活動団体に対し、活動資金や人材確保等の支援を実施<継続>

#### ○薬物乱用防止対策の推進

- ・行政機関や青少年関係団体等様々な団体等で構成する「きょうと薬物乱用防止行動府民会議」の設置・運営、薬物情報の一元的な収集・発信、大学等における薬物乱用防止指導員の拡大など、組織的で幅の広い予防啓発の推進<拡充>
- ・薬物依存者・家族からの相談に対する迅速・的確な対応や、関係団体との協働による再乱用防止教育の実施<拡充>

#### ○府民総ぐるみの非行防止の気運醸成

- ・府民全体で非行を生まない環境づくりに向けた府民運動を展開(「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」参加団体をはじめ、様々な府民団体や地域組織、学生ボランティア等が連携して実施)<新規>
- ・学校とPTAの連携による非行防止活動や街頭啓発キャンペーンを実施<新規>
- ・府民協働防犯ステーションが実施する子どもの見守りや少年補導活動等地域の防犯活動を通じて、地域ぐるみで少年非行抑止の取り組みを強化<拡充>
- ・青少年の健全な育成に関する条例に基づく立入調査の強化<拡充>

### 2 少年非行事案等への適切な対応(個々の課題に応じた対策)

#### ○生徒指導上困難を抱える学校等に対する支援

- ・学生ボランティアチームを結成し、スクールサポーター等との連携により校内パトロールや学習支援等の学校支援対策を実施<新規>
- ・スクールサポーターに対する研修等による活動の充実と、学校をはじめとした関係機関との連携強化<拡充>
- ・学校警察連絡制度ガイドラインに沿った効果的運用による、学校と警察の相互連携の強化<拡充>

#### ○非行等の問題を抱える子を持つ保護者に対する支援

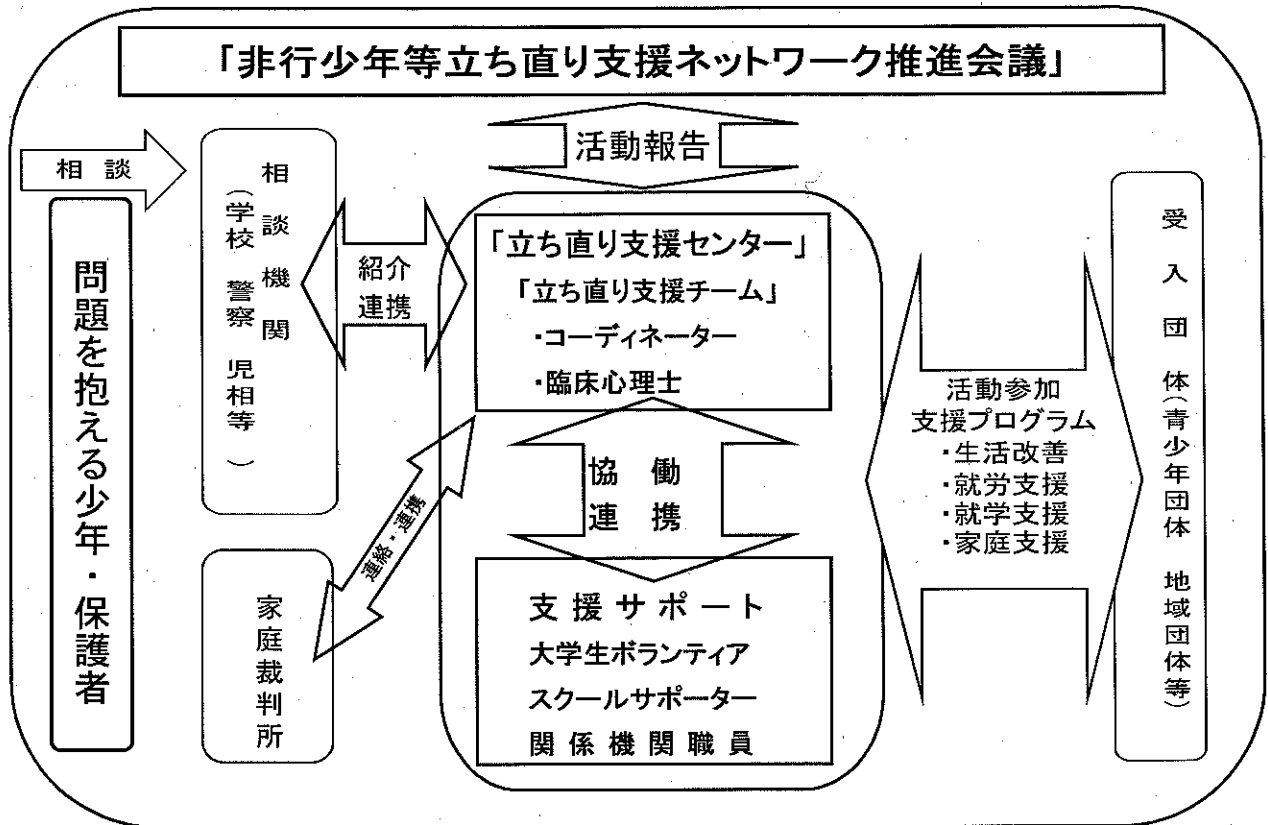
- ・保護者相談、意見交換会等の実施<新規>

### 3 非行少年の立ち直り支援

#### ○非行少年等「立ち直り支援センター」の設置

- ・非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援し、非行及び再犯を防止するため「立ち直り支援センター」を設置<新規>
- ・立ち直り支援コーディネーターを中心に関係機関が連携したサポートチームを結成し、少年一人ひとりに適した支援プログラムを作成(心理カウンセリング、各種体験活動(ボランティア、介護・保育、農業、スポーツ等)、学習支援・進路相談、職場実習・就職相談、保護者相談・交流会等)<新規>

# 支援サポート体制イメージ



## 4 関係機関との連携

### ○少年非行問題対策会議の開催

- ・施策の検証・見直し、関係機関の情報共有によりサポート体制を強化＜拡充＞

## 新規・拡充事業の工程表(ロードマップ)

年度	工程表
24年度	<p>1 少年非行を生まない社会づくりの推進(予防対策)</p> <p>○少年の規範意識を育む指導・教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少年非行の現状に鑑み、規範意識を育み少年非行を未然に防止するため、非行防止教室をさらに拡充し、小学校高学年を中心に強力的に推進＜拡充＞</li> </ul> <p>○非行防止教育の充実・強化のための教員研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少年非行の低年齢化に対応し小学生からの非行防止教育を充実・強化するため、小学校教諭を対象とした非行防止教育実践講座を実施＜新規＞</li> </ul> <p>○市町村やNPO等と連携した子育て家庭への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)における、要支援家庭の把握、虐待未然防止体制強化のためのガイドラインの普及、医療機関との連携システム等を整備＜拡充＞</li> </ul>

- ・3歳未満の乳幼児を在宅で育児している母親等の負担感や育児不安を軽減するための未入園児一時保育事業の実施<拡充>
- ・発達障害児の早期発見・早期療育の推進のため、年中児(4~5歳児)健診の促進等により支援体制を強化<拡充>
- ・虐待など保護を要する児童へ身近な地域で適切な支援を行う市町村要保護児童対策地域協議会と家庭支援(総合)センター等との連携による支援体制の強化<拡充>
- ・養育上課題のある家庭に対する相談・支援、虐待事案に対する児童の安全確保等迅速かつ的確な対応<拡充>

#### ○薬物乱用防止対策の推進

- ・行政機関や青少年関係団体等様々な団体等で構成する「きょうと薬物乱用防止行動府民会議」の設置・運営、薬物情報の一元的な収集・発信、大学等における薬物乱用防止指導員の拡大など、組織的で幅の広い予防啓発の推進<拡充>
- ・薬物依存者・家族からの相談に対する迅速・的確な対応や、関係団体との協働による再乱用防止教育の実施<拡充>

#### ○府民総ぐるみの非行防止の気運醸成

- ・府民全体で非行を生まない環境づくりに向けた府民運動を展開(「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」参加団体をはじめ、様々な府民団体や地域組織、学生ボランティア等が連携して実施)<新規>
- ・学校とPTAの連携による非行防止活動や街頭啓発キャンペーンを実施<新規>
- ・府民協働防犯ステーションが実施する子どもの見守りや少年補導活動等地域の防犯活動を通じて、地域ぐるみで少年非行抑止の取り組みを強化<拡充>
- ・青少年の健全な育成に関する条例に基づく立入調査の強化<拡充>

### 2 少年非行事案等への適切な対応(個々の課題に応じた対策)

#### ○生徒指導上困難を抱える学校等に対する支援

- ・学生ボランティアチームを結成し、スクールサポーター等との連携により校内パトロールや学習支援等の学校支援対策を実施<新規>
- ・スクールサポーターに対する研修等による活動の充実と、学校をはじめとした関係機関との連携強化<拡充>
- ・学校警察連絡制度ガイドラインに沿った効果的運用による、学校と警察の相互連携の強化<拡充>

#### ○非行等の問題を抱える子を持つ保護者に対する支援

- ・保護者相談、意見交換会等の実施<新規>

### 3 非行少年の立ち直り支援

#### ○非行少年等「立ち直り支援センター」の設置

- ・非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援し、非行及び再犯を防止するため「立ち直り支援センター」を設置<新規>
- ・立ち直り支援コーディネーターを中心に関係機関が連携したサポートチームを結成し、少年一人ひとりに適した支援プログラムを作成(心理カウンセリング、各種体験活動(ボランティア、介護・保育、農業、スポーツ等)、学習支援・進路相談、職場実習・就職相談、保護者相談・交流会等)<新規>

	<p>4 関係機関との連携</p> <p>○少年非行問題対策会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の検証・見直し、関係機関の情報共有によりサポート体制を強化&lt;拡充&gt;</li> </ul>
<p>25年度 以降</p>	<p>3 非行少年の立ち直り支援</p> <p>○非行少年等「立ち直り支援センター」の府南部・北部地域の拠点整備の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非行等の問題を抱える少年の立ち直りをより地域に密着してきめ細かく支援するため、「立ち直り支援センター」の地域展開を図り、府南部・北部地域の拠点を整備&lt;拡充&gt;</li> </ul> <p>※その他24年度に同じ(→効果検証、事業継続)</p>

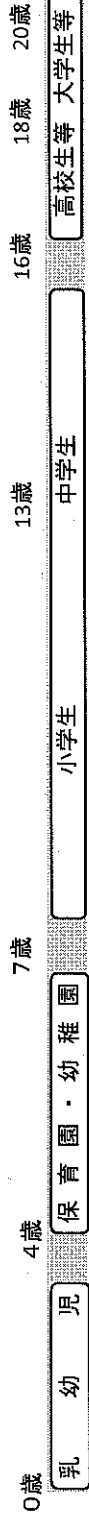
■少年非行問題総合対策施策体系 別紙2 のとおり

### その他関連情報

#### ○委員の主な意見

- ・非行に至るまでに子どもたちが出すサインを早期発見し、適切に対応することが非行防止につながる。
- ・学校や家庭、社会にうまく適応できず、居場所がないことも非行要因であり、居場所づくりが必要。
- ・幼少期の虐待や発達上の課題がある子どもに適切な対応ができていない場合に、非行に結びつくことがあることを認識し、児童福祉や教育の場での支援が必要。
- ・非行には個人の資質と環境の複合的な要因があり、それぞれの機関が個別に対処するのではなく、連携して包括的な対策を行うことが必要。
- ・少年非行対策を行うためには関係機関の連携が必要であり、その仕組みづくりが必要。

# 少年非行問題総合対策実施スキーム



府民総ぐるみ非行防止の気運醸成  
(非行ゼロキャンペーン、立入調査の強化等)

子育て家庭への支援の充実	規範意識を育む指導・教育 (非行防止教室等の充実・強化)
乳児家庭全戸訪問	教員研修(非行防止教育の充実・強化)
未入園児一時保育	学校支援 (学生ボランティアチーム・スクールサポーター等による支援)
発達障害早期発見・早期療育支援	保護者支援 (保護者相談・意見交換会等)
子育て支援を行う民間活動団体等への支援	

児童虐待総合対策

薬物乱用防止対策  
(啓発・教育の推進、再乱用防止対策等)

非行少年等「立ち直り支援センター」の設置  
 ・サポーターチームの結成  
 (支援コーディネーター、臨床心理士、大学生ボランティア、スクールサポーター、関係機関等)  
 ・支援プログラムの策定  
 (生活改善、就学・就労支援、家庭支援プログラム等)

少年非行問題対策会議の開催(検証・見直し、情報共有等)

未然防止・課題対応 立ち直り支援 関係機関の連携

## ■少年非行問題総合対策施策体系（他のプランの継続事業を含む）

### 1 少年非行を生まない社会づくりの推進（予防対策）

- 少年の規範意識を育む指導・教育の充実
  - ・小学校高学年を中心とした非行防止教室の充実・強化
  - ・「いのち」を考える教室の開催
  - ・幼少期からの豊かな心を育てる取組の推進
- 非行防止教育の充実・強化のための教員研修の実施
  - ・小学校教諭を対象とした実践講座の実施
- 市町村やNPO等と連携した子育て家庭への支援の充実
  - ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）における体制強化のための、ガイドラインの普及、医療機関との連携システム等の整備
  - ・3歳未満の乳幼児を在宅で育児している母親等の負担感や育児不安を軽減するための未入园児一時保育事業の実施
  - ・発達障害の早期発見・早期療育推進のため年中児（4～5歳児）健診の促進等により支援体制を強化
  - ・市町村要保護児童対策地域協議会と家庭支援（総合）センター等との連携による支援体制の強化
  - ・養育上課題のある家庭に対する相談・支援、虐待事案に対する児童の安全確保等迅速かつ的確な対応
  - ・子育て支援等の取組を行うNPO等民間活動団体に対し、活動資金や人材確保等の支援を実施
- 薬物乱用防止対策の推進
  - ・「きょうと薬物乱用防止行動府民会議」の設置・運営、薬物情報の一元的な収集・発信、大学等における薬物乱用防止指導員の拡大など組織的で幅の広い予防啓発の推進
  - ・薬物依存者・家族からの相談に対する迅速・的確な対応や、関係団体との協働による再乱用防止教育の実施
- 府民総ぐるみの非行防止の気運醸成
  - ・府民全体で非行を生まない環境づくりに向けた府民運動を展開
  - ・学校とPTAの連携による非行防止活動や街頭啓発キャンペーンを実施
  - ・府民協働防犯ステーションが実施する地域の防犯活動を通じて、地域ぐるみで少年非行抑止の取り組みを強化
  - ・青少年の健全な育成に関する条例に基づく立入調査の強化
- サイバー空間の安全と秩序の確保
  - ・インターネット上の悪質・違法情報排除に向けた取り締まり強化
  - ・サイバー空間における被害防止策の広報啓発活動の推進
  - ・フィルタリングサービスの定着促進

### 2 少年非行事案等への適切な対応（個々の課題に応じた対策）

- 生徒指導上困難を抱える学校等に対する支援
  - ・学生ボランティアチームとスクールサポーター等との連携による学校支援対策の実施
  - ・スクールサポーターの活動の充実と関係機関との連携強化
  - ・学校警察連絡制度ガイドラインによる相互連携の強化
- 非行等の問題を抱える子を持つ保護者に対する支援
  - ・保護者相談、意見交換会等の実施
- 少年非行抑止のための少年補導体制の強化
  - ・地域の防犯活動等とマッチングした少年街頭補導活動チームの結成
  - ・少年指導委員等の充実による繁華街を中心とした補導活動の強化

### 3 非行少年の立ち直り支援

- 非行少年等「立ち直り支援センター」の設置
  - ・非行少年の立ち直りを支援し、非行及び再犯を防止するため「立ち直り支援センター」を設置
  - ・関係機関連携によるサポートチームを結成し、少年一人ひとりに適した支援プログラムを作成

### 4 関係機関との連携

- 少年非行問題対策会議の開催
  - ・施策の検証・見直し、関係機関の情報共有とサポート体制の強化